

高知市勤労者交流館「喫茶室」 営業事業者募集要項

1 募集の目的

高知市勤労者交流館（以下「交流館」という。）では、施設利用者と来館者が気軽に利用できるスペースとして「喫茶室」を設置しております。

交流館の施設利用者及び来館者の方々等への飲食の提供を行なっていただくために、平成26年度からの「喫茶室」の活用について企画提案し、営業していただく事業者を公募します。

2 場所

高知市丸池町1番1-14

高知市勤労者交流館1階「喫茶室」

3 交流館施設の概要

(1) 設置目的

中小企業に雇用される勤労者等の勤労意欲及び技能の向上並びに文化・教養及び福祉の充実を図ることを目的に設置。

(2) 施設概要

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

敷地面積 1,789.57 m²（交流館，駐車場）

延床面積 1,435.26 m²

施設内容 1階 体育室等，事務室（2），喫茶室

2階 研修室（第1・第2）・和室（第1・第2）・会議室・特別会議室等

駐車場 51台（内26台分は賃貸駐車場）

(3) 開館時間

高知市勤労者交流館条例（以下「条例」という）第8条に規定するとおり。

①火曜日から土曜日まで 午前9時から午後9時まで

②日曜日 午前9時から午後5時まで

なお、指定管理者が、市民サービスの向上又は利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(4) 休館日

条例第9条に規定するとおり

①国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下次号において「祝日法による休日」という。）

②月曜日。ただし、祝日法による休日に当たるときは、その日後において、その

日に最も近い祝日法による休日でない日とする。

③12月29日から翌年の1月3日までの日（ア及びイに掲げる日を除く）

他に、交流館の指定管理者が、市民サービスの向上又は利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、市長の承認を得て、臨時に休館し、又は臨時に開館する場合がある。

4 喫茶室営業について

(1) 営業品目

品目は問いませんが、アルコール類は不可とします。

(2) 営業日・営業時間

原則として営業日は交流館の開館日とし、営業時間は、交流館の開館時間内（火曜日から土曜日まで午前8時30分から午後9時まで。日曜日は午前9時から午後5時まで。）とします。ただし、上記時間以外に営業する場合は、相談に応じ検討します。

(3) 客席

30席程度。

(4) 備品等

①原則として必要な備品等は、事業者の責任による持込とします。その場合、持込備品の修繕については、事業者の負担とします。

②既設置機器の使用については、協議のうえ決定します。

(5) 改装

施設・設備の原状を変更すること、又は許可以外の設備、工作物等を設けないこととします。ただし、事業者の負担による軽易な形質変更は、原状回復が可能な範囲において協議のうえ決定します。

(6) 営業開始期日

平成26年5月1日（木）からの営業開始に向けて、市との詳細な協議や営業許可等の手続き、現地での準備等を速やかに行ってください。なお、期日より手前に営業できる場合、又は遅れる場合には、協議のうえ決定します。

(7) その他

①営業に際して事故（食中毒等）が発生した場合、事業者の責任において処理するものとし、その際に発生した費用等についても事業者の負担とします。また、その内容及び対応状況を遅延なく、高知市及び指定管理者に報告してください。

②事業者（従事者を含む）の場内駐車は認めません。

③事業者の都合で喫茶室の営業を取りやめる場合は、高知市に対して3か月前までに報告してください。

④喫茶室利用者からの苦情については、事業者は誠意をもって対応してください。

⑤交流館の指定管理者と連携をとりながら円滑な営業をしてください。

5 費用負担

(1) 使用料

① 「喫茶室」については、法令に基づく行政財産の目的外使用許可申請により使用を許可します。使用料は、高知市財産条例に基づき算定します。(建物にかかる部分と建物部分に相当する土地にかかる部分の面積で算定) なお、交流館の効用を高めると認められる場合においては、減免できる場合があります。

②平成 26 年度は年度途中の使用許可となることから、日割り計算とします。

【参考】平成 25 年度の算定額

- 建物のみの使用料 (建物使用部分の評価価格の 7%で算定)

$$114,099,100 \text{ 円} \times 60.8 \text{ m}^2 / 1,435.26 \text{ m}^2 \times 7 / 100 = 338,339 \text{ 円}$$

- 建物部分に相当する土地の使用料 (建物部分に相当する土地評価額の 4%で算定)

$$177,167,430 \text{ 円} \times 873.24 \text{ m}^2 / 1,789.57 \text{ m}^2 \times 4 / 100 \times 60.8 \text{ m}^2 / 1,435.26 \text{ m}^2 = 146,487 \text{ 円}$$

- 使用料 = (338,339 円 + 146,487 円) × 105 / 100 = 509,067 円 (年額)

③営業に向けた準備等は、使用許可を受けた日以降に行なってください。

④上記①の使用料は、原則として一括して前納していただきます。高知市が発行する納付書により、指定する期日までに納入してください。なお分割納付につきましては、相談に応じ検討します。

(2) その他必要経費

①人件費、仕入費及び食器等の消耗品、備品ならびにその他喫茶室営業に必要な経費は全て事業者による負担とします。

②電気使用料については、計量器(子メーター)の指示値に基づき計算した額を、事業者が指定管理者に毎月指定する期日までに納付していただきます。

③各種廃棄物

法令に基づき事業者が処理してください。

④保険料

喫茶室営業に関する賠償責任保険(食品営業賠償保険等)に加入し、その費用は事業者による負担とします。

⑤修繕

喫茶室内の修繕については、事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合は、事業者の負担とします。いずれかの責に帰すべきか明確でない事由に起因する修繕に係る費用については、協議し定めるものとします。

⑥電話・テレビ

外線電話、テレビ等を必要とする場合、設置工事や維持管理に要する経費については事業者の負担とし、その方法については別途協議します。なお、内線電話に係る料金徴収はありません。

6 使用条件

(1) 使用許可申請

事業者は行政財産使用許可申請書に必要な事項を記載し、使用開始希望日又は使用期間満了日の15日前までに提出してください。

(2) 使用許可期間

使用許可は1か年を超えることができませんので、毎年度更新の手続きが必要になります。なお、今回の公募で営業が継続できる期間は、最長で平成31年3月31日までとします。

(3) 法令等の遵守

事業者は、食品衛生法等の法令、並びに高知市勤労者交流館条例等の管理上の諸規則、高知市公有財産条例、及びその他法令規則等を遵守してください。

(4) 使用許可の取り消しについて

喫茶室営業にあたり、事業者の不都合があると判断したときは、行政財産使用許可期間に関わらず、行政財産使用許可を取り消すことがあります。この場合において、事業者が損害を受けることがあっても、高知市はその賠償の責めを負わないものとします。

なお、使用許可が取消された場合は、事業者の負担において、許可を得て改装した施設・設備の原状回復と持ち込み備品・什器等の撤収を行い、指定期日までに返還してください。

(5) 協定の締結

喫茶室部分の施設維持及び管理にあたりましては、責任や費用負担等を明確にするために、高知市勤労者交流館を維持管理している指定管理者と協議のうえ協定を締結していただく必要があります。

7 現地説明会

応募方法、提案書類、現場の状況等についての現地説明会を開催します。

説明会参加申込書（様式6）により平成26年2月19日（水）から平成26年2月28日（金）午後5時15分までにFAX、電子メールまたは直接商工振興課へお申し込みください。

（現地説明会への参加を必須とします。不参加の場合は応募ができません。）

■日 時：平成26年3月4日（火）14時～

■場 所：高知市勤労者交流館1階「喫茶クンペル」内

■申込先：高知市商工観光部商工振興課 雇用労政担当宛

高知市鷹匠町2丁目1-36 たかじょう西庁舎3階

FAX番号：088-823-4024

電子メール：kc-151703@city.kochi.lg.jp

8 質問

この要項に関する説明会後の質問は、質問書（様式5）によることとします。質問書は直接お持ちいただくか、若しくはFAX・Eメールで受付します。電話による質問は受け付けません。受付期間は平成26年3月6日（木）17時15分までとします。質問は、質問書受領後5日程度で関係者全員に回答する予定です。

9 募集期間及び応募の方法等

応募する方は、次の期日まで（いずれも必着）に、応募書類を市商工観光部商工振興課・雇用労政担当まで持参してください。応募書類の内容を確認のうえ受領します。なお、郵送、電子メール又はファックスによる提出は認めないこととします。

(1) 募集期間

平成26年3月10日（月）から平成26年3月17日（月）17時15分まで（必着）

※土・日・祝祭日の受付はできませんので、ご注意ください。

(2) 応募書類の提出

①高知市勤労者交流館「喫茶室」営業申込書（様式1）

②「喫茶室」営業計画書（様式2）

③開店後5か年の収支見込み（様式3）

④登記簿（法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類

⑤定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

⑥過去3年分の損益計算書、貸借対照表及び事業報告書又は団体等の活動内容がわかる書類

⑦県・市民税、法人税、消費税及び地方消費税の各納税証明書（過去1か年）

⑧社会保険料の納付を証明する書類（過去1か年）

⑨誓約書（様式4）

⑩その他、企画・提案に必要な書類

(3) 提出部数 11部（うち10部は写し可）

※提出書類はA4版とします。

(4) 応募資格

①高知市内に主たる事業所を有し、喫茶店等の企画・営業のノウハウを持ち、交流館のイメージに合致する経営展開ができる能力を有するものであること。

②営業または従事に際し、必要となる資格免許を有するものを従事させることができるものであること。

③過去3年間に食品衛生法等関連法令による行政処分等を受けたことがない者で、同法を遵守する管理体制を敷ける者であること。

(5) 応募の制限

以下に該当する団体等は、応募することはできません。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 96 号）第 167 条の 4 の規定により，本市における一般競争入札に参加できない団体等
- ②県・市民税，法人税，消費税及び地方消費税を滞納している団体等
- ③社会保険料を滞納している団体等
- ④宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体，暴力団または暴力団の構成員の統制化にある団体等
- ⑤会社更生法，民事再生法等に基づく再生又は公正手続きを行なっている団体等
- ⑥現地説明会に参加していない団体等

10 選定方法

(1) 書類審査

提出された申請書等により参加資格要件等に関する書類審査を行います。なお，必要に応じヒアリングを行う場合があります。ヒアリングを行う場合は，随時連絡します。

(2) 審査委員会による選考

高知市勤労者交流館「喫茶室」営業事業者選定委員会において，提出書類の審査及び面接により審査をし，選定基準に基づき選定します。

選定基準は，「選定基準書」に定めるとおりとします。

(3) 審査委員会開催日

平成 26 年 3 月 28 日（金）予定

プレゼンテーション及びヒアリングを行い営業事業者の選定を行いません。

(4) 選定結果のお知らせ

選定結果は，平成 26 年 3 月 31 日（月）の予定で，提案者全員に対して通知します。

11 スケジュール

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| ① 募集要項等配布 | 平成 26 年 2 月 19 日（水）～ 2 月 28 日（金） |
| ② 現地説明会参加申込 | 平成 26 年 2 月 19 日（水）～ 2 月 28 日（金） |
| ③ 現地説明会 | 平成 26 年 3 月 4 日（火） |
| ④ 質問事項受付 | 平成 26 年 3 月 3 日（月）～ 3 月 6 日（木） |
| ⑤ 質問事項回答 | 平成 26 年 3 月 7 日（金） |
| ⑥ 申込受付 | 平成 26 年 3 月 10 日（月）～ 3 月 17 日（月） |
| ⑦ 審査委員会 | 平成 26 年 3 月 28 日（金） |
| ⑧ 結果通知発送 | 平成 26 年 3 月 31 日（月） |
| ⑨ 営業開始（予定） | 平成 26 年 5 月 1 日（木） |

12 その他

その他この要項に定めがない事項, または疑義がある事項については, 別途協議のうえ対応を決定させていただきます。

13 窓口

高知市商工観光部商工振興課雇用労政担当

〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1-36 たかじょう西庁舎3階

電話番号 : 088-823-9375

FAX番号 : 088-823-4024

E-mail : kc-151703@city.kochi.lg.jp

担当者 : 山本, 上田